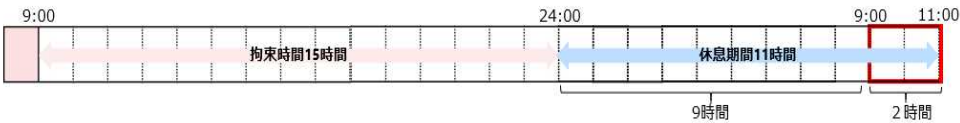


2 タクシー運転者の拘束時間等（第2条関係）

番号	質問内容
2-1	<p>(Q) 1日の拘束時間が15時間の場合、休息期間について9時間を超えて与えることは可能ですか。1日の始業時刻から起算して24時間以内に休息期間の終点が到来する必要があるのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 休息期間について、始業時刻から起算して24時間以内に終了するよう与える必要はありません。</p> <p>例えば、9時始業の場合、拘束時間の上限は15時間なので、24時までで終業する必要がありますが、その後の休息期間は「継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし9時間を下回らない」時間であればよく、9時間を超えて休息期間を与えたことによって、1日の始業時刻から起算して24時間以内に11時間の休息期間を収める必要はありません。</p>  <p>一方、拘束時間の計算に当たっては、1日の始業時刻から起算して24時間以内に、1日の拘束時間が上限を超えていないことを確認することが必要です。</p> <p>また、休息期間の計算に当たっては、終業後に1日の休息期間や特例等で定める休息期間が確保されているか確認することが必要です。</p>
2-2	<p>(Q) 施行通達記第2の2(2)イにおいて、日勤勤務と隔日勤務を併用する場合には、制度的に一定期間ごとに交替させるとありますが、どのような要件を満たす必要があるのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 日勤勤務と隔日勤務を併用して頻繁に勤務態様を変えることは、労働者への生理的影響に鑑み当然認められませんが、当分の間、次の要件を満たす場合には改善基準告示違反とはなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 1か月における拘束時間の長さが、隔日勤務の1か月の拘束時間(262時間)の範囲内であること。 ② 日勤の勤務の拘束時間が15時間を超えないこと。 ③ 日勤の勤務と次の勤務との間には、11時間以上の休息期間が確保さ

	<p>れていること。</p> <p>④ 日勤の休日労働を行わせる場合には、隔日勤務の休日労働と合わせて2週間に1回を限度とすること。</p>
2-3	<p>(Q) 例えば、7時に出勤し、28時に退勤する勤務は隔日勤務となりますか。</p> <hr/> <p>(A) 隔日勤務とは、始業及び終業の時刻が同一の日に属さない業務をいい、2労働日の勤務を一勤務にまとめて行うものです。隔日勤務の「始業及び終業の時刻が同一の日に属さない業務」については、則第66条の規定等を踏まえ新告示に規定したものであり、当該隔日勤務の対象の考え方に変更はありません。</p> <p>例えば、7時に出勤し、28時に退勤する勤務は、2労働日の勤務を1勤務にまとめて行う隔日勤務に該当し、隔日勤務の拘束時間の上限（21時間）の範囲内であるため、認められることとなります。</p> <p>一方、例えば22時に出勤し、28時に退勤する勤務は、2労働日の勤務を1勤務にまとめて行うものではないことから原則として隔日勤務に該当せず、単なる夜間勤務として日勤の拘束時間の上限が適用されることになると考えられます。</p>
2-3-2	<p>(Q) 当社のタクシー運転者について隔日勤務を採用していますが、勤務シフトの都合上、例えば、午前1時に出勤し、午後10時に退勤する等、当該シフトの一部について、始業及び終業の時刻が同一の日となる場合があります。</p> <p>隔日勤務は、始業及び終業の時刻が同一の日に属さない業務をいい、2労働日の勤務を一勤務にまとめて行うものであるとされていますが、このような場合については、隔日勤務者の規定は適用されず、日勤勤務者の規定を適用しなければならないのでしょうか。</p> <hr/> <p>(A) 隔日勤務を行うタクシー運転者の勤務シフトの中において、始業及び終業の時刻が同一の日に属する業務が含まれることがあり得ますが、業務の実態として2労働日の勤務が一勤務にまとめて行われているときには、このような場合も含め、隔日勤務者の規定を適用することとして差し支えありません。この考え方については、従前から変更はありません。</p>
2-4	<p>(Q) 例えばタクシー運転者Aが次のような運行をした場合、どのように計算すれば良いのでしょうか。</p>

- 1 勤務目：隔日勤務（22 時間）
- 2 勤務目：隔日勤務（22 時間）
～休日～
- 3 勤務目：隔日勤務（22 時間）

(A) 隔日勤務者の2 暦日の拘束時間は、「22 時間」を超えないものとし、かつ、「2 回の隔日勤務を平均し隔日勤務 1 回当たり 21 時間を超えない」ものとされています。2 回の隔日勤務を平均した 1 回当たりの拘束時間の計算に当たっては、特定の隔日勤務を起算日として、2 回の隔日勤務に区切り、その 2 回の隔日勤務の平均とすることが望ましいですが、特定の隔日勤務の拘束時間が改善基準告示に違反するか否かは、1 勤務目と 2 勤務目との平均、2 勤務目と 3 勤務目との平均、いずれもが「21 時間」を超えた場合に違反となります。隔日勤務の間に休日がある場合は、休日の前後の 2 回の隔日勤務の拘束時間の平均を計算します。

したがって、設問の場合、1～3 勤務目の拘束時間がいずれも 22 時間であり、1 勤務目（22 時間）と 2 勤務目（22 時間）の拘束時間の平均、2 勤務目（22 時間）と休日後の 3 勤務目（22 時間）の拘束時間の平均、いずれも「21 時間」を超えているため、改善基準告示違反となります。

